

1 設問1

2 甲がBに対して自分が暴力団組員であるかのように装い、「Aから債権の取り立てを頼まれ
3 た。債権は600万円だとAから聞いている。その金を指定する口座に入金しろ。金を返さない
4 のであれば、うちの組の若い者をあんたの家に行かせることになる。」と申し向け、これにより
5 畏怖したBに600万円を送金させた行為には、いかなる被害額の財産犯が成立するか。

6 1. ①

7 (1) 恐喝罪（刑法249条）は相手方を畏怖させて財物を交付させる罪だから、「人を恐喝し
8 て財物を交付させた」というためには、相手方の交付意思が畏怖を原因として発生してい
9 る必要がある。Bは甲の上記発言の後も、債権額につき500万円であると認識していた。
10 他方、Bは甲の上記発言により甲が暴力団組員であると誤信し、甲の要求に応じなければ
11 自分やその家族に危害を加えられるのではないかと畏怖した結果、甲に600万円を交付す
12 ることとした。そのため、Bの600万円の交付意思は甲の発言により惹起された畏怖を原
13 因として発生している。したがって、Bが甲名義の現金口座に600万円を送金したこと
14 よって、甲がBを「恐喝して」「財物」600万円「を交付させた」といえる。

15 (2) 恐喝罪が財産犯であることから、本罪の書かれざる構成要件要素として財産的損害の発
16 生が必要であるところ、本罪が個別財産に対する罪であることから、「人を恐喝して財物を
17 交付させた」関係がある以上は財産的被害の発生が認められると解すべきである。

18 そうすると、600万円の財産的損害の発生が認められる。したがって、被害額600万円
19 の恐喝既遂罪（249条1項）が成立する。

20 2. ②

21 (1) 甲は、債権額が500万円であるのに600万円であると言うことで、債権額についてBを
22 「欺」罔している。もっとも、Bは債権額を500万円だと記憶したままだったから、債権
23 額についての錯誤に陥っていない。そのため、Bの600万円の送金は錯誤に基づくもので

1 はないから、債権額 500 万円を超える 100 万円の部分についても、甲がBを「欺いて財物
2 を交付させた」(246 条 1 項) 関係は認められない。したがって、被害額を 100 万円とす
3 る詐欺未遂罪 (246 条 1 項、250 条) が成立するにとどまる。

4 (2) 甲の行為を恐喝罪として捉える場合については、以下の通りに考える。①の見解は財産
5 的損害の概念を形骸化するものとして妥当ではないから、財産的損害の発生は実質的に判
6 断すべきである。そうすると、Bには債権額 500 万円を超えた 100 万円の限度でしか財
7 産的損害がない。したがって、被害額を 100 万円とする恐喝既遂罪が成立するにとどまる。

8 3. 自身の見解

9 (1) 「恐喝」の手段である脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の害悪の告知を意味
10 する。甲の発言はBやその家族の生命・身体に対する加害を示唆するものだから、Bの反
11 抗を抑圧するに足りる程度の害悪の告知として「恐喝」に当たる。

12 (2) 前記 1 の通り、甲はBを「恐喝」して「財物」600 万円「を交付させた」といえる。

13 (3) 条文に書かれざる財産的損害という構成要件要素について実質的に捉えることは構成要
14 件の機能を曖昧にするおそれがあるから、財産的損害については見解①が妥当である。し
15 たがって、Bには 600 万円の財産的損害がある。

16 (4) 甲はAから本件債権の取立権限を付与されている。違法性の実質は社会的相当性を逸脱
17 した法益侵害性にあるから、権利行使による恐喝は、㉞権利行使の必要、㉟権利の範囲内
18 であること、及び㉟手段の社会的相当性を要件として正当な権利行使 (35 条) として違法
19 性が阻却される。

20 しかし、債権額を超えているため、㉟を欠き、生命・身体に対する加害を示すという悪
21 質性の高さゆえ㉟も欠くから、違法性阻却はない。

22 したがって、600 万円を被害額とする恐喝既遂罪が成立する。

23 設問 2

- 1 1. 甲が睡眠薬をAに飲ませるとい第一行為によってAを眠らせた後に、A方に有毒ガスを
2 発生させるという第二行為によってAを死亡させるという計画に基づいて第一行為に及んだ
3 ところ、第二行為前にAが死亡したという事実が、死亡結果発生に先立つ殺人罪の実行行為
4 がないという意味で殺人既遂罪（199条）不成立を導く。
- 5 2. 甲が第一行為で用いた睡眠薬にはAの特殊な心臓疾患がなければ生命に対する危険が全く
6 なかったという事実は、相当因果関係に立った場合には第一行為とA死亡の間の因果関係を
7 否定するという形で殺人既遂罪不成立を導く。
- 8 3. 前記1の事実に加え、甲が第一行為で用いた睡眠薬を摂取してもAが死亡するとは思って
9 いなかったという事実は、第一行為の時点における甲の殺人既遂の故意（38条1項本文）を
10 否定するという形で殺人既遂罪不成立を導く。

11 設問3

- 12 1. 甲がFから600万円の払い戻しを受けた行為には、Fに対する詐欺罪（246条1項）は成
13 立しない。「欺」罔の対象となる錯誤は交付の判断基礎となる重要事項に関するものに限定さ
14 れるところ、振込の原因にかかわらず預金債権が成立することと、恐喝被害金については誤
15 振込金の組み戻し手続のような処理が予定されていないことから、払戻請求に係る600万円
16 が恐喝被害額であることはEが払戻請求に応じるかを判断する際の重要事項に当たらないか
17 らである。したがって、「欺」罔行為がない。
- 18 2. 甲が払戻した600万円をCに対して交付することで自己の債権を弁済した行為のうち、500
19 万円の部分については、Aからの取立権限付与を根拠とする委託信任関係に基づき「自己の
20 占有する他人の物」を「横領」したものであるとしてAに対する委託物横領罪（252条）が成立す
21 る。100万円については、Aとの委託信任自体に基づき占有する物ではないから、本罪は成
22 立せず、所有者Bに対する占有離脱物等横領（254条）が成立するととまる。
- 23 3. 甲は「他人の財物」であるA所有の高級腕時計を自らの上衣のポケットに入れてA方から

1 立ち去ることでこれを「窃取」した。甲は、遊興費を得るために換金しようと思っていたの
2 だから、故意に加え不法領得の意思もある。したがって、Aに対する窃盗罪（235条）が成
3 立する。

4 4. 甲が第一行為に及んだ後にAが死亡したことについて、強盗殺人既遂罪（240条後段）が成
5 立しないか。

6 （1）甲は、Aを眠らせてその反抗を抑圧し、最終的には500万円の返還を免れるという目的
7 で第一行為に及んでいる。もっとも、第一行為は第二行為による殺害の準備行為として行
8 われているため、Aの処分行為に向けられていない。

9 反抗抑圧を本質的要素とする強盗利得犯（236条2項）において相手方の反抗抑圧は不
10 要である。もっとも、処罰範囲を明確化するために、「暴行又は脅迫」は財物取得と同視し
11 得るだけの具体性・確実性のある利益移転に向けられている必要があると解する。Aには
12 相続人がいないからA死亡により500万円の返還債務は消滅する。したがって、第一行為
13 は財物奪取と同視できるだけの具体性・確実性のある返還債務免脱利益の取得に向けられ
14 ているため、「暴行」に当たる。

15 （2）後述のとおり、甲には第一行為の時点で殺人既遂の故意が認められる。もっとも、240条
16 後段が「よって」という文言を用いていないことからしても、「強盗」には殺人の故意を有
17 する者も含まれると解される。したがって、甲は「強盗」に当たる。

18 （3）甲は第一行為により強盗殺人罪の「実行に着手」（43条本文）したといえるか。

19 ア．未遂処罰の根拠は既遂結果発生の具体的客観的な危険性にあるところ、程度問題であ
20 る危険概念だけを基準にすると「実行の着手」の時期・肯否？が曖昧になるおそれがあ
21 る。そこで、①第一行為が第二行為に密接な行為であるといえ、②第一行為開始時点で
22 既遂結果発生の客観的危険性があるといえれば、第一行為時に「実行に着手」したとい
23 えると解する。この判断では、第一行為の必要不可欠性、計画遂行障害事由の有無、及

1 び時間的場所的接着性を考慮する。

2 イ．第一行為によりAを眠らせれば誰にも気づかれることなく、A方で有毒ガスを発生さ
3 せてAを死亡させることができるから、第一行為は第二行為によるA殺害のために必要
4 不可欠だったといえるとともに、両行為間に計画遂行障害事由は存在しない。また、甲
5 はA方でAを眠らせてからすぐに車に行ってA方に戻り有毒ガスを発生させるつもりだ
6 から、行為間の時間的場所的接着性もある。したがって、①・②を満たすから、甲が第
7 一行為によって本罪の「実行の着手」をしたといえる。

8 (4) 因果関係は行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に認められ、ここでいう行
9 為の危険性は行為時に存在した全事情を基礎として客観的に判断される。第一行為には、
10 行為時に存在していたAの特殊な心臓疾患を急激に悪化させて急性心不全によりAを死亡
11 させるという危険があった。この第一行為の危険性がA死亡へと現実化したのだから、第
12 一行為とA死亡の間の因果関係がある。したがって、甲はAを「死亡させた」といえる。

13 (5) 前記4(3)の結論から、第一行為は予定されていた第二行為と一体性のあるものとし
14 て強盗殺人罪の実行行為を構成することになるから、第二行為の時点で留保されていたA
15 殺人の認識認容が第一行為の段階に前倒しされる形で肯定される。そうすると、甲には第
16 一行為によりAを殺害する認識認容もあり、予期に反して第二行為ではない第一行為によ
17 ってAが死亡したという点は因果関係の錯誤に位置づけられる。そして、因果関係の錯誤
18 は故意を阻却しないと解されている。したがって、甲は強盗殺人既遂罪の故意がある。

19 (6) 甲は、急にAを殺害することが怖くなり、有毒ガスを発生させることを止めることで「自
20 己の意思」により犯罪を「中止」しようとした。しかし、未遂犯を前提とした中止犯(43
21 条但書)は既遂の場合には成立しないと解される。

22 強盗殺人既遂罪が成立し、減免はない。

以上